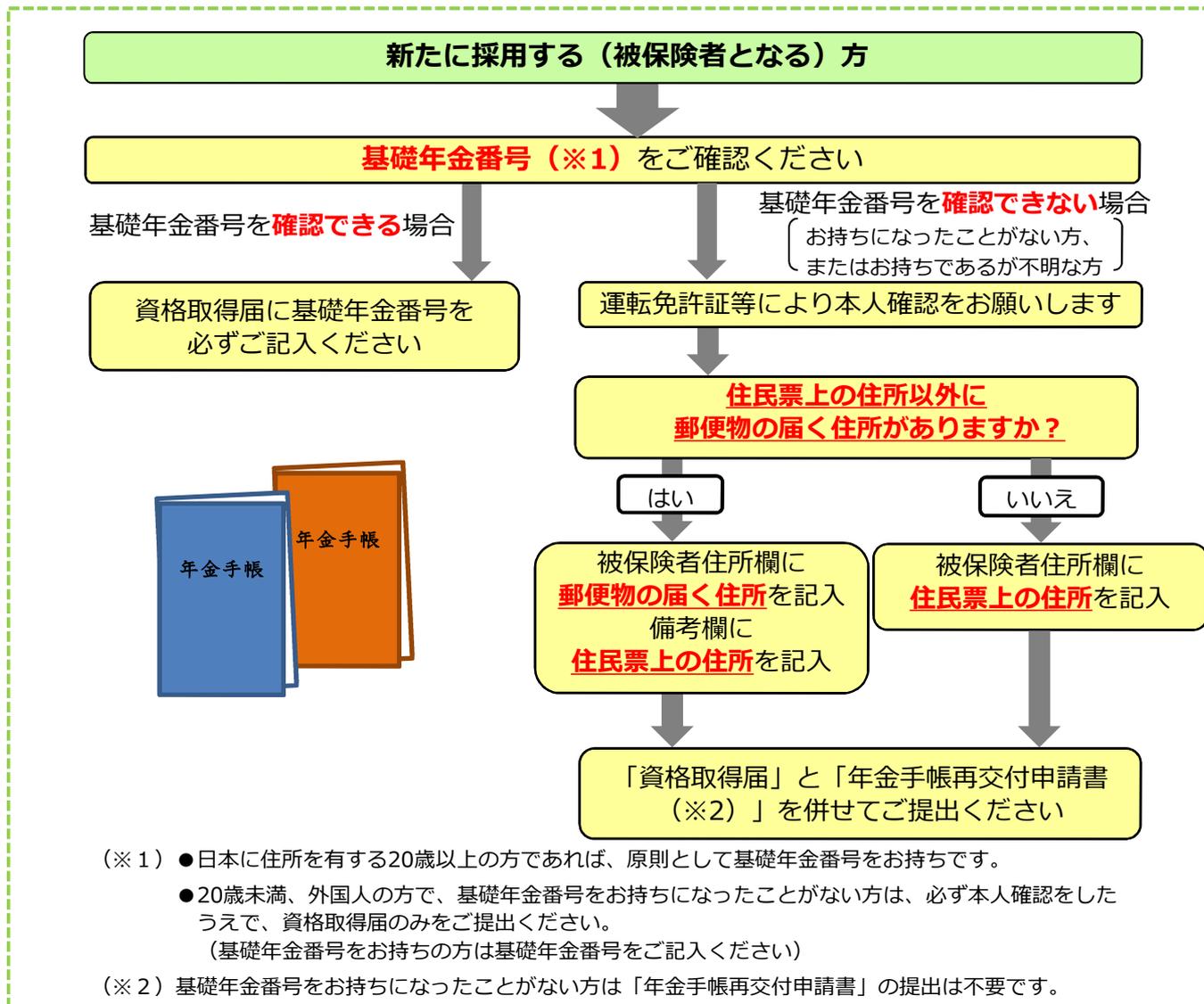


資格取得時の本人確認事務の変更のお願い

平成26年10月より、マイナンバー（個人番号）の導入に向けた取り組みとして、日本年金機構では、新規に基礎年金番号を付番する際に、住民票コードを収録します。このため、基礎年金番号を事業主の方において確認できない場合については、資格取得届に住民票上の住所のご記入が必要となります（下記フローチャート参照）。



本人確認ができる主なもの

運転免許証、住民基本台帳カード（写真付きのもの）、旅券（有効期限内のパスポート）、在留カード、国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書（写真付きのもの）等

* 本人確認の証明書については、ホームページでご確認ください。

年金 本人確認 検索



平成26年10月1日受付分から以下の取扱いとなりますので、ご注意ください

- 基礎年金番号を事業主の方において確認できない場合は、本人確認のうえご記入いただく住民票上の住所をもとに日本年金機構で住民基本台帳ネットワークシステムへ本人照会をし、確認をします。今後とも事業主の方には運転免許証等で本人確認をしていただく必要がありますが、備考欄への確認結果の記入は省略します。
- 日本年金機構にて本人確認ができなかった場合、資格取得届等を一旦お返しすることとなります。
- 本人確認ができない場合には、健康保険被保険者証の交付ができません。

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>